

別記様式第13号（第31条関係）（平15農水令120・追加、平18農水令60・平21農水令62・平23農水令52・平27農水令70・令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

表

第	号				
		主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条 第2項の立入検査をする職員の身分証明書			
		官 職			
		氏 名			
			年	月	日生
			年	月	日発行
		写 真	発行者名		

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第52条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務等）

第53条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。
- 2 発行者は、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長又は都道府県知事とする。